

「アスファルト再生骨材Ⅰ型」を支給品として計上する積算について

令和5年1月以降に告示する工事の一部において、生活道路の凍上抑制層等に使用する「アスファルト再生骨材Ⅰ型」を支給品として積算しています。（山本資材置き場から提供）

当該工事の支給品に係る積算は、以下のとおり行っています。

※「アスファルト再生骨材Ⅰ型」を支給品としない工事の積算は従来通りとなります。

- ① 直接工事費に支給品費は含めないが、共通仮設費及び現場管理費の率計算の対象額には、支給品費に相当する材料費（対象支給品費）を含める。（赤本 I-2-②-2）

間 接 工 事 費 等		共 通 仮 設 費	現 場 管 理 費	一 般 管 理 費 等
対象額		対 象 額	直接工事費＋共通 仮設費＝純工事費	純工事費＋現場 管理費＝工事原価
項 目				
桁等購入費		×	○	○
処分費等		処分費等(投棄料・上下水道料金・有料道路利用料 の取扱いは、(注) (ト) 参照)		
支 給 品 費 等	桁 等 購 入 費	×	○	×
	一 般 材 料 費	○	○	×
	別途製作の製作費	×	×	×
	電力	○	○	×
無償貸付機械評価額		○	○	×
鋼橋門扉等工場原価		×	×	○
現場発生品		×	×	×
ダ ム 工 事	支給電力料 (基本料金含む)	×	×	×
	無償貸付機械評価額	○	×	×

○対象とする ×対象としない

- ② 支給品費（単価）は、下層路盤（車道・路肩部）[施工パッケージ型積算]において、「再生骨材（アスファルト再生骨材Ⅰ型（40～0）、土場渡し）」を路盤材として選択し、路盤材のみを支給品として算出している。

支給品費（単価）の端数処理は以下のとおり。

- ・ 1000 円以上の場合、円未満切り捨て
- ・ 1000 円未満の場合は、少数位含め有効数字 4 桁とし、以降切り捨て。ただし、小数第 2 位までとし、3 位以下は切り捨てる。

③ 支給品費が控除された積算単価は以下のとおり算出する。

- ・ 支給品費が控除された積算単価  

$$= (\text{端数調整なしの積算単価}) - (\text{端数調整なしの支給品費})$$

支給品費が控除された積算単価の端数調整は、「施工パッケージ型積算」を端数処理した場合の積算単価と同じ単位止め（以降切り上げ）とする。

※ 「施工パッケージ型積算」における、支給品費②及び支給品費が控除された積算単価③の算出方法については、国総研の HP「[施工パッケージ型積算方式標準単価表（PDF 版）（解説付き）](http://www.nilim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/theme_sekop.htm)」II-7 をご覧ください。

([http://www.nilim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/theme\\_sekop.htm](http://www.nilim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/theme_sekop.htm))

④ 共通仮設費及び現場管理費の対象となる支給品費（対象支給品費）は、「支給品費（単価）×数量」とする。

端数処理は有効数字 4 桁とし、以降切り上げとする。

[支給品が複数存在する場合の計算例]

	支給品費（単価）	数量	計
支給品 A	1,881 円	200	376,200 円
支給品 B	457.5 円	165	75,487.5 円
支給品 C	228.7 円	81	18,524.7 円
計			470,212.2 円

赤文字：追記

対象支給品費は 470,212.2 円を端数処理した 470,300 円

⑤ 支給品（アスファルト再生骨材 I 型）の運搬費は、下層路盤（車道・路肩部）「施工パッケージ型積算」とは別に計上する。

⑥ 支給品（アスファルト再生骨材 I 型）の積込みは山本資材置き場の重機で行うため、工事費には積込費を計上しない。